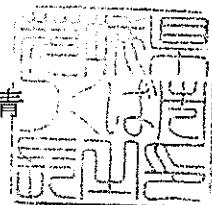


研究学園都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、研究学園都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年5月30日

つくば市長 五十嵐 立青



1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類

研究学園都市計画公園

(2) 名称

3・3・606号 島名・福田坪1号近隣公園

2 都市計画を定める土地の区域

つくば市島名字本田、字中臺、字中代、字熊野山、字道場前の各一部

3 縦覧場所

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所都市計画部都市計画課

研究学園都市計画公園の変更（つくば市決定）

1. 都市計画公園に3・3・606 島名・福田坪1号近隣公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・606	島名・福田坪 1号近隣公園	つくば市島名字本田, 字中臺, 字中代, 字熊野山, 字道場前	約 2.0ha	

区域は、計画図表示のとおり

理 由

今回追加決定する都市計画公園は、つくばエクスプレス沿線開発区域の一つである島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の区域の北部に位置する。

島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業は、都市基盤整備と良好な住宅・宅地の供給を行うとともに、つくばエクスプレスの整備による交通事情の改善と都市機能集積を促進することで、つくばエクスプレス万博記念公園駅を中心とした新たな拠点の形成を目的に実施されており、公園については、当該事業の土地利用計画により適正に配置されている。

土地利用計画に基づいた都市計画公園を追加決定することで、公共空地の確保や良好な都市環境の形成等を図るものである。

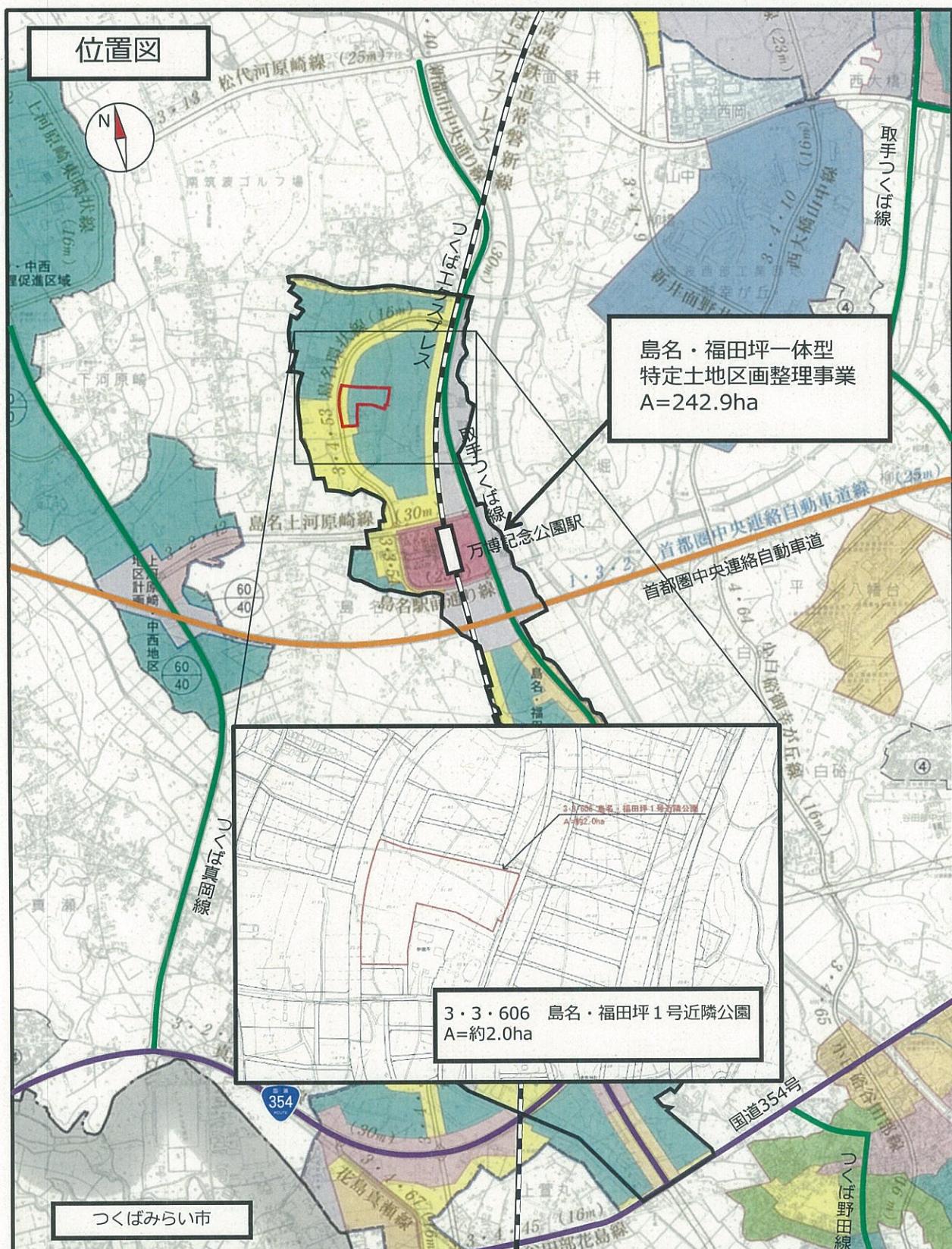
新旧対照表

3・3・606 島名・福田坪1号近隣公園

	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
新	近隣公園	3・3・606	島名・福田坪 1号近隣公園	つくば市島名 字本田, 字中臺, 字中代, 字熊野山, 及び字道場前	約 2.0ha	
旧						追加

研究学園都市計画公園の変更（つくば市決定）

位置図



【変更理由】

つくばエクスプレス沿線開発区域の一つである島名・福田坪一体型土地区画整理事業が進捗する中で、本都市計画公園周辺に計画された住宅地において、戸建て住宅や集合住宅が建築され、地区内での人口増加が続いているため、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする近隣公園の整備の必要性が高まっているため、本案のとおり都市計画公園を追加決定し、公共空地の確保や良好な都市環境の形成等を図るものである。